

介護老人保健施設 すみよし 通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会が開設する介護老人保健施設に併設する通所リハビリテーション施設（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当っては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常性活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次の通りとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 すみよし
- 二 所在地 坂戸市大字塚越769番地
- 三 定 員 40人（2単位）（通所リハビリテーションを含む）

(施設の職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者は、次の通りとし、他の職種については介護老人保健施設すみよしの従業者が兼務することとし、職務内容も同様とする。

- 一 管理者兼医師 常勤 1人
- 二 支援相談員 常勤 1人
- 三 理学療法士 常勤 1人
- 四 看護職員 常勤 1人
- 五 介護職員 常勤 5人 非常勤 1人
- 六 介護支援専門員 常勤 1人

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝祭日は営業とする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 通所リハビリテーションの留意事項は次の通りとする。

- 一 通所リハビリテーションの提供に当っては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 通所リハビリテーション従業者は、通所リハビリテーションの提供に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 通所リハビリテーションの提供に当っては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成))

第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当る従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記のリハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画の作成に当っては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(通所リハビリテーション利用料及びその他の費用の額)

第8条 通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。食事料(特別の調理を要するものはその実費)、その他日常生活上の便宜に係る費用は実費とし、ただし、その額については、別に定めるとともに利用者の分り易い場所に掲示する。

2 施設が、前項に定める費用の支払いを受けるときは、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明することとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 事業の実施地域は、坂戸市、鶴ヶ島市、川越市(上広谷、下広谷地域のみ)、川島町(八幡地域のみ)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第11条 施設の管理者(以下「管理者」という。)は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに必要な医療を行う等、診療について適切な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現にする養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 管理者は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 繼続研修 年1回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会医療法人社団 新都市医療研究会〔関越〕会の理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

令和6年9月1日に一部改訂する。